節電の具体的推進内容について

１.クールビスの推進（実施期間：５月～１０月）

⑴　軽装（ノーネクタイ、ノー上着）で執務

２.照明（ライトダウン）

⑴　無人エリア、執務室内通路・窓側、離席時、昼休みの積極的な消灯

⑵ トイレ使用時のみ点灯（日中、点灯させなくても済む場合は消灯のままトイレ使用）

３.空調機

⑴　室内温度適正管理

執務室の室内温度は２８℃程度を保つよう、空調機の設定温度を調整する

(空調機設定温度を１℃上げると約１割の節電になる)

※室内温度２８℃は冷房時の目安です。各執務室の状況にあわせて運用願います

※冷房温度２８℃とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」および「労働安全衛生法の事務所衛生基準規則」において定められた範囲(17℃以上28℃以下)の室温設定

⑵　定退日残業時間電源ＯＦＦ

⑶　昼休み・無人エリア等は運転停止、運転台数制限

４.ＯＡ機器

⑴　ＯＡ機器等の待機電力を削減

⑵　離席時のＰＣモニタ電源ＯＦＦ（モニタ単独の電源スイッチがある場合）

５.グリーンカーテン

⑴　茨城本社、茨城第二事業所にてグリーンカーテン運動を実施（ゴーヤやアサガオの苗を植える）

６.その他

⑴　エレベータの利用を控える

２つ上の階までの昇りは階段を使用。降りは極力階段を使用する

⑵　業務の効率を上げ、早く帰宅することで照明・空調を消す